

検査実施料に関するお知らせ

(管理番号:25-0137)
2025年11月 C

謹啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より格別のお引き立てをいただき、厚くお礼申し上げます。

この度、令和7年10月31日付け厚生労働省保険局医療課長の通知「保医発1031第2号」により、測定項目に検査実施料の新設がされましたので、下記の通りご案内いたします。

謹白

記

■ 新規保険収載

測定項目	赤痢アメーバ抗体定性
保険点数	223点
検体検査判断料	免疫学的検査判断料(144点)
診療報酬 点数表区分	「D012」感染症免疫学的検査 「49」
留意事項	(62) 赤痢アメーバ抗体定性は、関連学会の定める適正使用指針に従い、アメーバ性肝膿瘍を疑う場合又は糞便検査が陰性かつアメーバ性大腸炎を疑う場合であって、ELISA法により血清中の赤痢アメーバ抗体を測定した場合に、一連の治療において1回に限り、本区分の「49」赤痢アメーバ抗体半定量、赤痢アメーバ抗原定性の所定点数を準用して算定する。

■ 適用日

2025(R7)年 11月 1日(土)から適用



株式会社 四国中檢

香川検査所:087-877-0111 高知検査所:088-802-7250 松山検査所:089-955-7600 徳島検査所:088-665-3125
<https://www.s-cyukken.co.jp>